

巡回指導で改善要請が多い調査項目と主な指摘事項（2025年度実績）

2025年度の巡回指導につきましては、お忙しい中ご対応いただき誠にありがとうございました。以下のとおり整理しましたので、ご確認の上、ご留意をお願い致します。

1	特定の運転者に対する特別な指導	11.3%
	・新たに雇い入れた者の事故歴を確認していない ・高齢運転者の指導教育が実施されていない ・初任運転者の指導教育記録に漏れがある ・高齢運転者の指導教育の時期が適切でない	
2	36協定の締結、届出	10.6%
	・36協定の協定期間開始前に届出がされていない ・36協定の届出がされていない	
3	運送引受書の作成、交付、保存	8.8%
	・誤記載（運賃料金の下限額、総走行距離及びその要する時間等） ・記載漏れ（運賃料金の下限額、乗務員等の休憩地点及び休憩時間、主な経由地における発車到着の日時、輸送人員、運行の開始終了の地点及び日時等）	
4	乗務員等台帳の作成、保存	8.4%
	・記載漏れ（特別指導の実施状況、運転の経歴、健康状態、適性診断の受診状況、雇入れ・選任年月日、運転免許に関する事項等 ・誤記載（雇入れ・選任年月日）	
5	特定の運転者に対する適性診断	7.3%
	・適齢診断の受診時期が適切でない ・未受診（適齢診断、初任診断）	
6	運行管理規程	7.3%
	・法改正の内容が反映されていない	
7	輸送の安全にかかわる情報の公表及び国への報告	6.2%
	・情報が国へ報告されていない ・情報が公表されていない	
8	点呼の実施及び記録、保存	5.5%
	・点呼を行った状況の録音及び録画が電磁的方法により90日間保存されていない ・点呼記録に記載漏れがある ・点呼記録が電磁的方法により3年間保存されていない	
9	運行指示書の作成、指示、携行、保存	5.1%
	・記載漏れ（乗務員の休憩地点・休憩時間、睡眠施設の名称・位置、運行開始・終了の地点及び日時等） ・運行開始・終了の地点及び日時の誤記載	
10	所定の健康診断の受診、結果の記録・保存	4.7%
	・雇い入れ時の健康診断を受診していない ・1年（6か月）以内ごとの健康診断を受診していない	